

○久喜市就学指定校変更承認基準(区域外・市内指定校外就学の基準)

平成22年3月23日

教育委員会告示第15号

久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)では、それぞれの学校ごとに通学区域を設定し、就学すべき学校(指定校)を指定する学区制を採用している。

やむを得ない事情により、指定校以外の学校に就学する場合には、区域外就学願・市内指定校外就学願の申請を行い、教育委員会の許可を受ける必要がある。

次に該当する場合は、指定校を変更することができる。

- ・区域外就学 久喜市以外に住所を有する児童生徒が久喜市内の市立学校に就学を希望する場合
- ・市内指定校外就学 教育委員会が指定する学校以外の市内の学校に就学を希望する場合

この告示は、[久喜市立小・中学校通学区域に関する規則\(平成22年久喜市教育委員会規則第18号\)第4条第1項](#)に規定される心身の故障その他の事情により指定校就学が著しく困難と認められる者の指定校変更許可基準等を定めたものであり、[同項](#)の規定に基づく保護者からの願い出は、[区域外就学願\(様式第1号\)](#)及び指定校外就学願書([様式第2号](#))によるものとする。

理由区分				許可基準	許可期限	確認又は添付書類
1	転居・転出の場合	小学校	1～4年	(1) 4月1日以降転居・転出し、通学上支障のない場合	(1) 学期末又は学年末まで	転出証明書又は住民票
			5～6年		(1) 卒業まで	
		中学校	全学年		(1) 卒業まで	
2	兄弟姉妹の場合		(1) 転居・転出で卒業までの指定校変更又は区域外就学の許可申請をした兄弟姉妹が同一学校にいる児童の場合 (2) 兄又は姉が指定校変更により、就学が認められている同一学校への児童生徒の入学	(1) 兄又は姉が卒業するまで (2) 小学校については兄又は姉が卒業するまで 中学校については卒業まで	転出証明書又は住民票	
3	転居予定確定・転出予定日遅延の場合		(1) 住宅の購入等により、転居予定が確定している場合で通学に支障がないと認められるとき (2) 住民登録を異動したが、実際の転出が遅れる場合	(1) 転居予定期日まで (2) 実際の転出日の属する学期末まで	事実を確認できる書類(建築請負契約書、売買契約書の写し・居住証明書等)	
4	家庭内の事情による場合		(1) 保護者の離婚、別居、死別等家庭生活に起因して転居・転出せざるを得ない場合 (2) 保護者の長期入院、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等、やむを得ない生活上の事情により、希望学区内の近親者等に預けざるを得ないと認められる場合	(1) 小学校1～4年については学期末まで 小学校5・6年については卒業まで 中学校については卒業まで	転出証明書又は住民票	
5	保護者の就労による場合		(1) 保護者の就労状況等により、下校後の保護に欠ける状況にあり、祖父母宅等からの就学となる場合 (2) 希望学校区内の「学童保育室」に預ける場合 (3) 自営業のため、生活の大半が営業所在地であり、児童の放課後等の配慮を要する場合	(1) 毎年度更新	営業証明書、勤務証明書 (1)の場合は拠点となる場の住民の住民票	
6	身体的理由による		(1) 身体的理由により通学に支障	(1) 申立て理由の消	医師の診断	

	場合	がある場合	減まで	書等理由を証明するに足る書類
7	心身に障がいをもっている場合	(1) 就学指導委員会等の判断により、希望する特別支援学級が設置されていない場合	(1) 卒業まで	住民票
8	外国籍児童・生徒の場合	(1) 日本語指導を必要とする場合	(1) 卒業まで	住民票
9	地域の独自性による場合	(1) 児童・生徒の生活基盤等が指定校外に属する場合	(1) 卒業まで	住民票
10	その他教育的配慮を必要とする場合	(1) いじめ、不登校等学校生活に起因し、在籍校又は指定校に通学が困難な場合 (2) 児童・生徒の心理的な圧迫等により転居・転出等に伴い転校させることが本人に著しく負担になる場合 (3) 指定校に希望する部活動がない場合(変更は1回のみとする。) (4) その他特別な事情があると教育委員会が認めた場合	(1) 必要と認められる期間	校長の意見書(様式第3号)(在学中の場合)

* 住民票については、市民部市民課(総合窓口)発行の転入通知書でもよい。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成22年8月17日教委告示第55号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日教委告示第6号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、本則の表8の項の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成27年7月21日教委告示第14号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月22日教委告示第6号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日教委告示第6号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月26日教委告示第18号)

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

[様式第1号](#)

様式第1号

区域外就学願

年 月 日

久喜市教育委員会 あて

標記の件について、久喜市教育委員会所管の小・中学校に区域外就学をしたいので、下記のとおりご承諾くださるようお願いします。

記

		種別	新入学・継続通学		
見 童 ・ 生 徒	ふりがな	性別	生年月日	学年	続柄
	氏名		年月日		
	ふりがな	性別	生年月日	学年	続柄
	氏名		年月日		
	現住所 (住民登録地)				
	前住所				
就学希望校	久喜市立 学校				
就学希望期間	年 月 日から 年 月 日まで				
保護者氏名	(署名してください。記名押印でも可能です。)		電話番号	— —	
区域外就学の理由					

なお、通学時における事故等については、保護者が一切の責任を負います。

様式第2号

様式第2号

指定校外就学願書

下記の理由により、久喜市立_____学校へ学区外就学をしたいので許可くださるようお願いいたします。

記

- ふりがな
1 児童・生徒氏名 _____(_____年 _____月 _____日生)
- 2 在学中の学校及び学年 久喜市立_____学校 第_____学年
- 3 住民登録居住地 久喜市 _____(_____学校)
- 4 旧住所 久喜市 _____(_____学校)
- 5 就学の希望期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで
- 6 学区外就学の理由

.....
.....
.....

年 月 日

保護者氏名 _____

(署名してください。記名押印でも可能です。)

電話 ()

久喜市教育委員会 あて

なお、通学時における事故等については、保護者が一切の責任を負います。

様式第3号

様式第3号

年 月 日

久喜市教育委員会 へ

久喜市立

学校長 印

指定校外・区域外就学に関する意見書

このことについて、下記のとおり提出します。

記

1 学 年

2 氏 名

3 期 間

4 理 由